

件 名	堺市国民保護計画の変更（案）の策定について
経過・現状 政策課題	<p><b>【経過・現状】</b></p> <p>平成16年9月 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）施行          ⇒政府に国民保護に関する基本指針の作成義務          ⇒都道府県・市町村に国民保護計画の作成義務</p> <p>平成17年3月 国民の保護に関する基本指針の閣議決定（平成22年11月最終変更）</p> <p>平成18年1月 大阪府国民保護計画の策定（平成24年1月最終変更）</p> <p>平成19年2月 堺市国民保護計画の策定          ⇒武力攻撃等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃等による災害への対処措置などの国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施</p> <p>平成21年5月 堺市国民保護計画の一部変更          ⇒消防局設置等の市の組織・制度変更、法律改正、時点修正等による変更</p> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年5月に計画の一部変更後、約4年が経過し、その間における関係法令の改正、国民の保護に関する基本指針の改正、大阪府国民保護計画の変更、関係機関や本市の組織変更等が行われており、現計画へ反映し、整合を図る必要がある。</li> </ul>
対応方針 今後の取組 （案）	<p><b>【対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画を一部変更した平成21年5月以降に生じた見直し事案について計画へ反映させるため所要の変更を行う</li> </ul> <p><b>【主な変更内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国が定める「国民の保護に関する基本指針」の変更に基づくもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇国の現地対策本部長が開催する合同対策協議会への参加</li> <li>◇安否情報システムの運用開始に伴う変更</li> </ul> </li> <li>感染症法の改正に基づくもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇鳥インフルエンザ（H5N1）の二類感染症への追加に伴う変更</li> </ul> </li> <li>大阪府が開催する市町村連絡会議の統合に伴う変更</li> <li>その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇統計数値等の変更、本市組織改正等に伴う変更等</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【今後のスケジュール（案）】</b></p> <p>平成25年3月 パブリックコメントの実施</p> <p>平成25年4月中旬 堺市国民保護協議会に変更案を諮問・答申</p> <p>平成25年4月下旬 大阪府と協議</p> <p>平成25年4月末 計画の変更</p>
効果の想定	的確かつ迅速な国民（緊急対処）保護措置の実施
関係局との 政策連携	<p>庁内：全局</p> <p>庁外：防災関係機関</p>

## 堺市国民保護計画変更（案）の趣旨及び概要

### <趣旨>

堺市国民保護計画は平成19年2月に策定し、平成21年5月に変更しており、改正から約4年が経過しています。

これまでの間、関係法令の改正、国民の保護に関する基本指針の改正、大阪府国民保護計画の変更、関係機関や本市の組織変更等が行われてきました。

今回、これらのことを現国民保護計画への反映また整合を図るため、変更を行うものです。

### <概要>

#### ◆国が定める「国民の保護に関する基本指針」の変更に基づくもの

##### ◇国の現地対策本部長が開催する合同対策協議会への参加

国の現地対策本部長が、合同対策協議会を開催する場合、市対策本部長等が出席することについて計画に明記した。

##### ◇安否情報システムの運用開始に伴う変更

安否情報システムの運用開始を受け同システムの利用について計画に明記した。

#### ◆感染症法の改正に基づくもの

##### ◇鳥インフルエンザ（H5N1）の二類感染症への追加に伴う変更

防疫活動において健康診断の勧告等を行う感染症のうち、二類感染症として鳥インフルエンザ（H5N1）を追記した。

#### ◆大阪府が開催する市町村連絡会議の統合に伴う変更

大阪府が開催する市町村国民保護法制連絡会議を市町村防災・危機管理担当部課長会議に統合したことに伴い修正した。

#### ◆その他

##### ◇統計数値等の変更

統計数値等の情報を時点修正した。

##### ◇本市組織改正等に伴う変更

組織改正等に伴い部局名の変更等、所要の修正を行った。

##### ◇指定地方公共機関の追加

##### ◇その他記載事項の修正

# 「堺市国民保護計画」の概要

## I 「堺市国民保護計画」の策定

### 1 計画作成の根拠

平成16年6月、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が成立し、同年9月施行されました。

この法律は、我が国に対して外部からの武力攻撃などが発生したり、予測されたりする事態において、それらから国民の生命、身体及び財産を保護し、そういった攻撃による国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃等災害への対処に関する措置などを定めたものです。

これらの措置を実施していくため、国民保護法の中で、市町村は計画の作成を義務付けられています。そこで、本市においても、この法律の規定に基づいて、平成19年2月に「堺市国民保護計画」を作成いたしました。

### 2 計画の構成

#### 第1編 総論

- 第1章 総則
- 第2章 基本方針
- 第3章 関係機関の責務と役割
- 第4章 市域の特性
- 第5章 本計画が対象とする事態

#### 第2編 武力攻撃等事態への対処

- 第1章 実施体制の確立
- 第2章 住民の避難
- 第3章 避難住民等の救援
- 第4章 武力攻撃等災害への対処
- 第5章 石油コンビナート等地域における災害対処
- 第6章 国民生活の安定

#### 第3編 平素からの備え

- 第1章 組織体制の整備
- 第2章 避難・救援・災害対処
- 第3章 特殊標章等の交付及び管理

#### 第4編 復旧等

- 第1章 施設の応急復旧
- 第2章 武力攻撃等災害の復旧
- 第3章 国民(緊急対処)保護措置に要した費用の支弁
- 第4章 市民等の権利利益の救済に係る手続等

### 3 保護の対象者

この計画では、市域内にいる住民はもちろんですが、それ以外に武力攻撃等事態が発生した際に、通勤、通学、旅行などで市域に滞在する人や、他の市町村から市域に避難してきた人も保護の対象としています。

また、これらの人については、国籍を問いません。



## 4 計画が対象とする事態

国が定めた「国民の保護に関する基本指針」では、武力攻撃事態については4類型、緊急対処事態については4事態例が想定されています。この計画においても、これら全てを対象とし、その類型・事態例に応じた国民（緊急対処）保護措置を実施していきます。

### （1）武力攻撃事態として想定される4類型

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、武力攻撃事態とは武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫している事態をいい、武力攻撃予測事態とは武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測される事態をいいます。上記の「基本指針」においては、武力攻撃事態として、次に掲げる4類型が示されています。

- ① 地上部隊が上陸する攻撃
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイルによる攻撃
- ④ 航空機による攻撃



### （2）緊急対処事態として想定される4事態例

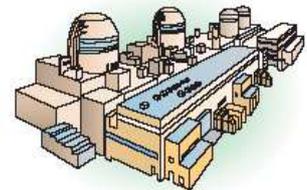
緊急対処事態とは、武力攻撃の手段（たとえば、著しい破壊力をもった爆弾の使用や生物剤・化学剤の散布など）に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又はそういった危険が切迫している事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。上記の「基本指針」においては、緊急対処事態として、次のような4事態例が示されています。

〈攻撃対象施設等による分類〉

- ① 原子力事業所や石油コンビナート等の爆破など
- ② 大規模集客施設やターミナル駅等の爆破など

〈攻撃手段による分類〉

- ③ 放射性物質を混入させた爆弾等による放射能の拡散や炭疽菌・サリン等の大量散布など
- ④ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロなど



## II 計画の内容

### 1 市が実施する措置

万が一、前ページにある武力攻撃事態や緊急対処事態が起こったとき、市では、「避難」「救援」「武力攻撃等による災害への対処」が、担うべき重要な役割の3本柱となります。具体的に行う措置としては、下記のようなものがあります。

#### (1) 警報の伝達・通知

武力攻撃等から国民の生命や身体、財産を保護するために緊急の必要があるとき、国は警報を発令します。国が発令した警報の通知を府から受けたとき、市は直ちに、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット、携帯電話への一斉メールなどのあらゆる手段を活用して、市民等や関係団体、関係機関などへ警報を伝達・通知します。各世帯等への伝達については、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得るなどして行います。



#### (2) 避難誘導

国は、警報を発令し住民の避難が必要であると判断したとき、避難の必要な地域と避難先を大阪府へ指示します。

避難の指示の内容としては、屋内への避難、校区内の避難所への避難、市域や府域を超えた遠方への避難など、自然災害の場合と違ってさまざまなパターンが考えられます。市では、府からの避難の指示を受けたときは、この指示に基づいて、直ちに避難実施要領（避難先や集合場所、避難経路など）を定め、その内容をすみやかに市民等や関係団体に伝達します。

この避難実施要領にしたがって、市職員は、警察、海上保安部、自衛隊などの関係機関の協力、また市民やボランティアの自発的な協力を得て、避難住民を誘導します。



#### (3) 救援

市は、避難先地域となった場合には、避難住民を受け入れる避難所の開設や食品・飲料水・寝具などの供給、医療の提供などの救援の措置を行います。

救援の初期段階においては、衣・食・住の基本的な救援を重視し、長期化する場合は、応急仮設住宅の建設や公営住宅等の供与、福利厚生の充実、子どもたちの教育環境の整備など、避難住民の生活基盤を安定させるための救援を重視して行います。また、武力攻撃等災害による負傷者などが多い場合は、避難所に臨時救護所を開設するなど、状況の特性に応じた救援の実施に努めます。

また、救援を行うため必要があるときには、市では、医薬品や食品などの特定物資の所有者に対する物資の売り渡しの要請や収用、施設供与のための土地や家屋の使用などを、定められた手続を取った上で行います。



#### (4) 安否情報の収集

市では、避難住民や、武力攻撃等災害により死亡および負傷した人の安否情報を収集します。安否情報として収集する対象者は、避難が必要な地域の市民等であって、指定された避難所に避難している人、要援護者等で施設にいる人及び武力攻撃等災害により死亡又は負傷した人を主対象としており、帰宅困難者や親戚・知人宅等への避難者は原則として含まないものとしています。



安否情報は、警察、病院等の関係機関、避難所の管理者などの協力を得て、定められた様式にしたがい可能な範囲で必要事項を収集します。

#### (5) 武力攻撃等災害への対処

市では、武力攻撃等による災害が発生したり、まさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があるときには、関係機関と連携して、目の危険を一時的に避けるための退避の指示や警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施します。

市では、退避の指示や警戒区域の設定を行ったときには、防災行政無線や広報車などを使って速やかに市民等に伝達します。また、放送事業者に対してその内容を連絡します。



市では、避難先地域において良好な衛生状態を保ったり、そこで過ごす人たちが心身双方の健康状態を保てるよう、必要な福祉サービスの実施に努めます。また、武力攻撃等に伴う被災状況について情報を収集し、市民等に対して正確かつ積極的な情報提供に努めます。

#### (6) 石油コンビナート等地域における災害対処

石油コンビナートを抱える市では、周辺地域を含むこの地域で武力攻撃等による災害が発生した場合、より安全性に配慮し、地域特性に合った適切な対処を行う必要があります。そこで、市では、防災体制について定めている「大阪府石油コンビナート等防災計画」との連携を保ちながら、周辺の市民等の避難など、必要な措置を実施します。

